

給与振込指定者専用金利上乗せ定期積金規定

1. (預入資格)

給与振込指定者専用金利上乗せ定期積金(以下「この積金」といいます。)は、以下に定めるお客さまに限りお預け入れできます。

給与の受取りを当組合ですでに開始されているお客さま、または当組合で新たに開始されるお客さま、もしくは給与の受取指定を当組合へ変更されるお客さま。

2. (取扱店舗)

この積金のお預け入れおよびお支払いは給与の受取りを指定している店舗に限ります。

3. (契約限度額)

1契約あたり満期給付金額50万円以上とします。ただし、お客さま1人につき合計掛込総額は300万円を限度とします。

4. (お預け入れ積金種類および貯金名義)

この積金は期間1年以上の定期積金とします。なお、この積金は給与の受取りをされているお客さまの名義に限ります。

5. (お預け入れ方法)

この積金は給与の受取口座からの自動振替とします。

6. (適用利回り)

この積金の積立期間を通じて給与を当組合で受取る場合、契約日の該当する期間の定期積金の店頭表示利回りに、当組合所定の利回りを上乗せした利回りを約定利回りとします。

7. (積立期間を通じて給与の受取りがされない場合の対応)

(1) 証書記載の利回りにかかわらず、契約日当日の定期積金に対応する店頭表示利回りを、通知することなく契約日にさかのぼって適用します。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの積金を満期日前に解約する場合の期限前解約利回りの計算に用いる約定利回りも前記7の(1)によるものとします。

9. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める定期積金規定により取扱います。

以上
(令和4年4月1日現在)